

## 児童向け複合施設の整備について

### 1 施設の概要について

児童会館跡地を活用し、子ども家庭支援センターとこどもとしょかんを合築した児童向け複合施設を整備する。

所在地：江東区住吉一丁目9番8号

延床面積：約2,810㎡（敷地面積：約1,130㎡）

施設内容：子ども家庭支援センター（新規整備）

こどもとしょかん（現白河こどもとしょかんを移転）

地域交流スペース、多目的スペース、音楽室、会議室等

### 2 条例の整備について

#### (1) 施設条例の制定について

子ども家庭支援センター・図書館の両施設に属さない事項を定めた「(仮称)江東区こどもプラザ条例」を新規制定する。

##### 【 条例構造 】

第1－第2条	施設の概要について
第3－第4条	運営事業や施設について
第5－第6条	開館時間・休館日について
第7条	施設の管理について
第8－第14条	施設の利用方法等について
第15－第16条	利用者の義務について

#### (2) 既存施設条例の改正について

##### ① 江東区子ども家庭支援センター条例

(仮称)江東区こどもプラザ内に整備される(仮称)江東区住吉子ども家庭支援センターの施設名称や位置について規定するとともに、休館日の規定を整備する。

##### ② 江東区立図書館条例

(仮称)江東区こどもプラザ内に整備される(仮称)こどもプラザ図書館について、指定管理者により管理運営を行うことから、施設名称や位置、開館時間及び休館日の規定を整備するとともに、分館の運営規定について削除する。

#### (3) 条例の制定・改正予定について

令和3年第2回定例会にて提案予定。

### 3 今後のスケジュールについて（予定）

令和3年	4月中旬	指定管理者選定評価委員会 (募集要項、選定・評価基準の決定)
	4月下旬	指定管理者募集開始
	7月～8月	審査
	8月下旬	指定管理者選定評価委員会 (指定管理者候補者の決定)
	10月	令和3年第3回定例会に指定議案の提案
令和4年	1月末	白河こどもとしょかん閉館
	2月末	竣工
	5月	運営開始

※ 地中障害物の撤去作業や新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の影響により、工事工程に1か月の延長が見込まれており、運営開始時期について、当初予定の令和4年4月から5月へ変更。